

ネパールの労働事情

KRISHNA LAL MAHARJAN

CLASSIC GEM & JEWELRY PVT.社 会長
ラリトプル商工会議所(LCCI)会長

現在の職務

- ▶ **Classis Gem & Jewelry Pvt.社**と**Classic Diamond Jewellers社**の会長として、主に宝飾品への投資を行っており、約20名の社員を雇用。
- ▶ CLASSIC GEM & JEWELRY PVT.社と、CLASSIC DIAMOND JEWELLERS PVT.社の人材管理を含め、経営、監督、戦略決定を担当。
- ▶ 商工会議所と会議所内でのハイレベル会議、そして会議所の重役委員会の運営、および関係している利害関係者の総括を担当。
- ▶ 経営にかかわる問題、労働法に関わる問題に関して、政府機関との対応と調整。
- ▶ 経営や産業に関する政策顧問レベルの会議の代表。

ネパールの現在の労働状況

- ▶ 全人口は2,900万人、労働人口は1,210万人と推測される。
- ▶ 労働参加率は約83%で、労働生産性の状況は比較的低い。
- ▶ 若者の失業率は高く、若者の全人口の1/3に上る。
- ▶ 労働市場では技能のミスマッチが起こっている。
- ▶ 市場の需要にこたえる適切な人材開発政策の採用が必要である。

ネパールの人材管理と人材開発の実情

- ▶ ネパールは、人材管理システムに注力し、実践している。人材管理システムは徐々に勢いを増しており、企業は人材管理システムを別の下部組織として取り入れようと努力している。
- ▶ しかし、この件については他の国々の状況と比べるとまだまだ発展途上である。
- ▶ 従業員の教育研修が強調されている。
- ▶ ネパールの企業は、世界基準の人材管理や人材育成事例を学び、それを採用して組織戦略に取り込み、競争力強化を図ろうとしている。

労働関係の課題

- ▶ グローバルな人材管理の実施事例
- ▶ 労働者の効率性と生産性を改善し、市場の競争力を維持する
- ▶ 新しい労働法の施行と貢献に応じた社会保障システム
- ▶ 労働文化と職場での協力の促進
- ▶ 能力開発、能力のある労働者の維持、帰国した移民の雇用促進

労使関係の状況

- ▶ 労使関係の短い歴史： ほぼ25年。
- ▶ ネパールは労使関係において過去数十年で多くの浮き沈みを経験した。
- ▶ しかし、2015年に新憲法が公布されてから労使関係は新しい局面を迎えた。
- ▶ 現在、労使関係は向上してきているが、十分に成熟した関係を築くまでにはもうしばらくかかるであろう。
- ▶ われわれは、新しい労働法、社会保障法が国の産業の安定と民間の投資の促進に多大な貢献を果たすことを希望している。

新憲法と労働法がネパールの労働事情にもたらした変化

- ▶ 労働法は今や全てのセクターに適用されている。(フォーマル/インフォーマル)
- ▶ 負担額に応じた社会保障をすべての労働者に提供。
- ▶ 労働法は柔軟で、経営者は自ら正社員として社員を雇うことができ、労働者派遣業者を通して雇うこともできる。
- ▶ 新労働法では、労働者派遣業者(業界/会社)に関する規定があり、定められた数の社員/人材を労働者派遣業者から雇うことができる。
- ▶ 外国人労働者を雇うための、柔軟で組織的な規定(3人までなら労働局の許可が必要なく、インド人労働者に関しては無料)

新憲法と労働法の最も重要な内容

- ▶ 連邦制度の政府を設立
 - ・ 中央政府
 - ・ 州レベルの行政
 - ・ 地方レベルの行政
- ▶ 憲法により保証されたもの
 - ・ 働く権利
 - ・ 団結する権利
 - ・ 団体交渉する権利
- ▶ 州/地方レベルの問題はそれぞれ各自で取り組み、2部もしくは3部からなる構造をそれぞれのレベルで設立する。
- ▶ 労働法の問題を解決するにあたり、地方レベルでの社会的対話をさらに深める。
- ▶ 新憲法は労使関係の調和した環境を支える基盤を作った。

新しい憲法設立以前の状況

どのように状況が変化したか？

- ▶ 新憲法の公布：2015年
- ▶ 新労働法の制定：2017年、規則の制定：2018年
- ▶ 負担額に応じた社会保障制度を現在実施中

変化した状況

- ▶ 社会保障制度のおかげで、労働者たちはとても前向きであり、苦情も減っている。
- ▶ 経営者たちは新労働法と、負担額に応じた社会保障制度に従っており、それが良い労使関係を支えている。

主な労働闘争とその解決

- ▶ さまざまな産業でストライキが頻発していた。労働者は以前はルールに従わずいつでもストライキを起こしていた。
- ▶ そのようなストライキは次の方法で解決された。
 - ・ 一連の会合(2部/3部委員会)
 - ・ 労働局/部署、経営者団体、地域の商工会議所、(場合によっては)ネパール商工会議所連盟自らによる調停により論争/ストライキを解決
 - ・ 一部の労働問題の解決には仲裁も行う
(マニパル病院とナショナル hidro パワー)
- ▶ ストライクが減少した(新憲法制定後)
新労働法はストライキを減少させたが、それは合法的なストライキで賃金半減、非合法的なストライキで賃金なしという規定があるから。

ありがとうございました